

第17期第5回郡山市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成29年12月21日（木）午後2時から2時31分

2 開催場所 郡山市役所 本庁舎2階 特別会議室

3 出席委員（36人）

会 長	29番	新田 幾男			
会長職務代理者	9番	加藤満喜子			
委 員	1番	熊田 吉秀	2番	柳沼 安正	
	3番	濱津 洋一	4番	根本 淳一	
	5番	菅野 勝弘	6番	伊藤 幸一	
	7番	馬場 猪吉	8番	川前 善寛	
	10番	鈴木 敦博	11番	藤沢 功夫	
	13番	古川 勝幸	14番	高野 和介	
	15番	谷代 栄一	16番	鈴木裕美夫	
	17番	村上 晃一	18番	鈴木 光一	
	19番	小林正一郎	20番	田母神一二	
	21番	佐久間俊一	22番	影山 ハヤ	
	23番	増子 富康	24番	松川 延安	
	25番	後藤 秋夫	26番	遠藤 昭夫	
	27番	伊藤 城治	28番	藤田 稔	
	30番	中尾 一明	31番	伊東 正幸	
	32番	飯田 東一	33番	遠藤 栄一	
	34番	古川 一郎	35番	吉田 秀吉	
	36番	小山 一栄	37番	細山 文昭	

4 欠席委員（2人） 12番 樋口 誠一
38番 古川 栄

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3

議事

議案第15号 郡山市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱に関する
規程

議案第16号 郡山市農業委員会総会会議規則の一部を改正する規程

議案第17号 郡山市農業委員会規程の一部を改正する規程

議案第18号 郡山市農業委員会規程

- 議案第19号 郡山市農業委員会選挙事務取扱規程の一部を改正する規程
議案第20号 郡山市農業委員会農地台帳点検等実施規程の一部を改正する
規程
議案第21号 郡山市農業委員会部会互選規程等を廃止する規程

その他

6 そ の 他

7 農業委員会事務局職員

事務局長	松井 喜夫
主幹兼事務局次長兼農業振興係長	熊田 拓実
主任主査兼農地調整係長	柳沼 一幸
主任主査兼庶務係長	家久来悦子
庶務係主査	松崎 直美

8 会議の概要

幹事長	本日は、御多忙のところ、郡山市農業委員会第5回総会に御出席いただきましてありがとうございます。進行を努めます幹事長の鈴木光一と申します。どうぞよろしくお願いいたします。 総会に先立ちまして成立報告をいたします。 総会成立の定足数は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、現に在任する委員の過半数と定められており、委員38名のところ、本日の出席委員は36名であります。 委員の過半数を超えておりますので、総会は成立しておりますことを御報告申し上げます。
幹事長	それでは次第にそって進めさせていただきます。 ただ今から、第17期第5回郡山市農業委員会総会を開会いたします。 はじめに、新田幾男会長より挨拶を申し上げます。
会 長	本日、ここに、第5回郡山市農業委員会総会が開催されるにあたり、一言御挨拶を申し上げます。 佐藤農林部長におきましては、日頃から農業委員会の運営及び活動に御理解を賜り、また、公務御多忙のところ御臨席いただき、厚く御礼申し上げます。 さて、昨年4月1日に施行された改正農業委員会法に基づき、県内では、すでに39の市町村が新制度へ移行し、農業委員及び農地利用最適化推進委員による活動が始まっております。 本委員会におきましても、平成30年8月の農業委員及び推進委員による新体制移行へ向け、準備を進めているところでございます。 本日の総会議事では、新設される推進委員の委嘱に関する規程、農業委員会総会会議規則の一部を改正する規程ほか5件について付議しております。 これまで、農業相談日や各部会において皆様の御意見をいただきながら、昨年度5回、今年度2回にわたり運営委員会で検討を重ねた内容でございます。新しい郡山市農業委員会の体制にかかる案件でございますので、慎重な御審議を賜りますようお願い申し上げます。 結びに、皆様の御健勝とますますの御活躍を御祈念申し上げまして、挨拶といたします。
幹事長	なお、本日は農林部より御出席いただいておりますので、ここで御紹介申し上げます。 農林部長 佐藤 和雄様

幹事長

お忙しいところありがとうございます。

では、ただいまから議事に入ります。

議事進行につきましては、郡山市農業委員会総会会議規則第 6 条により、会長が総会の議長となることになっております。

会長には議長席に移り、議事進行をよろしくお願いいたします。

議長

会議規則に従いまして、議長を務めさせていただきます。

「4 議事録署名人の選出」について、署名人を 2 名選出したいと思いますが、選出方法についてお諮りいたします。

(議長一任の声あり)

議長

議長一任の発言がありましたが、他に御意見はございませんか。

(異議なしの声あり)

議長

それでは、御異議ないものと認め、議長より指名いたします。

6 番 伊藤 幸一委員

27 番 伊藤 城治委員

このお二方をお願いいたします。

続いて書記であります、議長より指名することで、御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議がないものと認め、農業委員会事務局 松崎直美主査を指名いたします。

それでは、議事に入ります。

議案第 15 号「郡山市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規程」についてであります、事務局から説明をお願いいたします。

事務局長

農業委員会事務局長の松井です。

今回お諮りする議案につきましては、平成 28 年 4 月施行の農業委員会等に関する法律が改正されたことに伴い、農業委員会が所管する規則・規程につきまして、整合を図るよう整備するものでございます。

議案説明の前に、農業委員会等に関する法律の主な改正点、それから新体制移行に向けた今後のスケジュール等について御説明させていただきます。

事務局長

第5回総会議案説明資料1ページを御覧ください。

農業委員会等に関する法律の改正の1つ目は、「農地利用の最適化の推進」が農業委員会の法定業務に加わりました。

2つ目は、農業委員の選出方法について公選制が廃止されまして、市長が議会の同意を得て任命することになります。

3つ目は、農地利用最適化推進委員が新設されました。農地利用最適化推進委員は、担当する区域を定め、農業委員会が委嘱することとなります。

4つ目は、部会の設置条件の変更により、現在、所掌事務ごとに設置されている農地部会、農業振興部会を現農業委員の任期満了をもって廃止することになります。

次に、議案説明資料の2ページ左上、「農地利用最適化推進委員の募集から委嘱までのスケジュール」を御覧ください。

農地利用最適化推進委員の推薦・募集の周知につきましては、市が募集する農業委員と合わせまして、平成30年2月頃から農業委員会だより臨時号と広報こおりやま3月号、本市ウェブサイトにより周知いたします。

推薦・応募の時期につきましては、平成30年3月頃を想定しており、担当窓口において募集要項の配布を行いますとともに、郡山市ウェブサイトにも掲載する予定でございます。

推薦・応募がありました候補者につきましては、募集期間の中間及び期間終了後に本市ウェブサイトにおいて公表を行います。

選定過程の公正性及び透明性を確保するため、農業委員会は、郡山市農地利用最適化推進委員候補者選考委員会に推進委員候補者の選考について意見を求め、その意見の報告を受けて推進委員候補者を選定し、第18期第1回総会において承認を得て、農業委員会が委嘱することとなります。

以上が農業委員会等に関する法律の改正の概要、それから農地利用最適化推進委員の募集に関するスケジュールの説明となります。

それでは、議案の説明に入ります。

第5回農業委員会総会議案書の1ページをお開きください。

議案第15号 郡山市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規程を別紙のとおり定める。

理由、農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、新設される農地利用最適化推進委員の委嘱に関する手続き等について規定するため。

平成29年12月21日提出 郡山市農業委員会会長 新田 幾男

条文は次の2、3ページになりますが、議案説明資料のほうで御説明いたします。資料の2ページ左中段を御覧ください。

議案第15号「郡山市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規程」の、1 趣旨ですが、推進委員の募集から委嘱について、必要な事項を定めるものであります。

2 担当区域等につきましては、本年6月、郡山市議会定例会において定められた「郡山市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例」により、推進委員の定数は21名となりますが、区域については、旧選挙区をもとに旧郡山市、富田、大槻などの中央地区と、安積、三穂田、逢瀬、片平、喜久田、日和田、富久山、湖南、熱海、田村、西田、中田の各行政センター所管の13地区とし、区域ごとの人数は<表1>のとおりでございます。

次に、3 推薦を受ける者及び応募する者の資格であります、「農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有し、その職務を適正に行うことができる者」としており、排除事項として、①、②は農業委員会等に関する法律に定められている事項であり、③については、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員」を排除するものであります。

4 推薦及び募集の周知については、先程スケジュールで説明したとおり、市の広報紙・ウェブサイト等で周知いたします。

5 推進及び応募の手続につきましては、次の3つの方法があります。議案書の4ページ、5ページをお開きください。

(1) 農業者その他関係者が推薦する様式でございます。第1号様式（一般推薦用）で、3名が連名し、その代表者が推薦します。

次に、6ページ、7ページをお開きください。

(2) 農業者が組織する団体その他関係団体が推薦する場合は、こちらの第2号様式（団体推薦用）により推薦します。

続きまして、8ページ、9ページをお開きください。

(3) 募集に応募しようとする者は、第3号様式により応募することになります。

説明資料にお戻りいただきまして、推薦書・応募申込書の提出方法につきましては、いずれも、農業委員会事務局へ直接又は郵送により提出することとなります。

6 推薦及び募集の公表の方法につきましては、推薦・募集期間の中間及び期間終了後、本市ウェブサイトにおいて公表いたします。

法令により公表が必要な事項は、推薦を受けた者・応募した者の数、推薦・応募書類に記載する事項のうち、住所を除くすべての事項となります。

次に、7 候補者の選考手続き、8 推進委員の委嘱につきましては、先程スケジュールの部分で説明したとおりです。

9 推進委員の補充につきましては、推進委員に欠員が生じた場合、速やかに推進委員の補充に努めるものとします。

以上、議案第15号の説明とさせていただきます。

事務局長	御審議のほど、よろしくお願いいたします。
議 長	ありがとうございます。 ただ今、事務局から説明がありましたが、御質問、御意見等ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	ないようですので、議案第 15 号について、原案どおり承認することで、御異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議ないものと認め、議案第 15 号「郡山市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規程」は、原案のとおり承認されました。
議 長	次に、議案第 16 号「郡山市農業委員会総会会議規則の一部を改正する規程」から議案第 21 号「郡山市農業委員会部会互選規程等を廃止する規程」までであります。関連する議案であることから、一括して審議をいたします。 事務局の説明を求めます。
事務局長	議案第 16 号から第 21 号まで、一括して御説明します。議案書の 10 ページをお開きください。 議案第 16 号 郡山市農業委員会総会会議規則の一部を改正する規程を別紙のとおり定める。 理由、農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、総会の種類、選挙による委員並びに部会及び部会長に関する規定を改正するとともに、規定を整備するため。 平成 29 年 12 月 21 日提出 郡山市農業委員会会長 新田 幾男 条文は 11、12 ページであります。議案説明資料で御説明します。説明資料の 3 ページを御覧ください。 総会会議規則は、農業委員会の会議の運営等について規定しておりますが、公選制及び部会の廃止に伴い、規定を改正するものであります。 また、部会の廃止に伴い、現体制での総会と部会が、新体制では全て総会として開催されることから、その総会の種別を定義し、さらに、新設される推進委員の総会への出席に関する手続き等を規定するものでございます。

事務局長

その他、今回の改正に併せて、文言の整理等を行っております。

この規程につきましては、新体制移行の日に施行されるものであり、施行期日を農業委員及び推進委員の定数に関する条例の施行の日としております。

続きまして、議案書の１３ページをお開きください。

議案第１７号 郡山市農業委員会規程の一部を改正する規程を別紙のとおり定める。

理由、農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、新設される農地利用最適化推進委員の委嘱に関する事務局の事務分掌を規定するため。

熱海行政センターの移転に伴い、郡山市農業委員会事務局熱海出張所に関する規定を改正するため。

平成 29 年 12 月 21 日提出 郡山市農業委員会会長 新田 幾男

条文は１４ページにございますが、議案説明資料の３ページ左下を御覧ください。

農業委員会規程は、委員会の組織・運営について規定しているものですが、新設される推進委員の募集など、委嘱の手続きを進めるに当たりまして、今年度中から募集に関する事務が必要になりますことから、事務分掌を規定するものでございます。

また、事務局の熱海出張所を置いている熱海行政センターについては、市議会の６月定例会において設置が決定された熱海多目的交流施設に移転することから、その所在地の規定を改正するものでございます。

事務分掌については、この規程の公布の日に、熱海出張所の改正については、平成３０年５月頃を予定している郡山市熱海多目的交流施設条例の施行の日に施行するものでございます。

続きまして、議案書１５ページをお開きください。

議案第１８号 郡山市農業委員会規程を別紙のとおり定める。

理由、農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、農業委員会の組織及び運営に関し、所要の改正を行うため。

平成 29 年 12 月 21 日提出 郡山市農業委員会会長 新田 幾男

条文は１６ページから２５ページになりますが、議案説明資料の３ページ右側を御覧ください。

農業委員会規程については、議案第１７号で一部改正の議案を提出しておりますが、新体制移行に合わせて、大幅な改正が必要であることから、その全部を改正するものです。

主な内容は、公選制の廃止に伴う、選挙による委員に関する規定の

事務局長

改正、部会の廃止による部会及び部会長に関する規定の改正、会長の専決事項に関する規定の改正です。

会長の専決事項につきましては、法改正により法定化された、

（１）農地等の利用の最適化の推進に関する指針の決定

（２）農地利用最適化推進委員の委嘱の決定

（３）農地利用最適化推進委員が担当する区域の決定

について、会長の専決事項としない項目に追加するものでございます。

また、事務局の事務分掌について、総会及び推進委員の会議に関する規定等を改正しております。

その他、身分証の様式の変更等、必要な改正を行っているものです。

この全部改正の施行期日は、新体制移行の日となります。

続きまして、議案書の２６ページをお開きください。

議案第１９号 郡山市農業委員会選挙事務取扱規程の一部を改正する規程を別紙のとおり定める。

理由、農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、公選制が廃止されたことから、選挙による委員に関する規定を改正するとともに、規定を整備するため。

平成 29 年 12 月 21 日提出 郡山市農業委員会会長 新田 幾男

条文は２７ページであります。議案説明資料の３ページ右側にお戻りください。

選挙事務取扱規程は、農業委員会が総会等の会議の中で行う選挙について定めたものですが、公選制の廃止に伴い、選挙による委員に関する規定を改正するものであります。

この規程につきましても、施行期日は新体制移行の日となります。

続きまして、議案書２８ページをお開きください。

議案第２０号 郡山市農業委員会農地台帳点検等実施規程の一部を改正する規程を別紙のとおり定める。

理由、農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、新設される農地利用最適化推進委員が農地台帳の随時補正をすることについて規定するため。

農地法施行規則の一部改正に伴い、土地改良区に対し、農地台帳の記録事項の情報を提供できることについて規定するとともに、規定を整備するため。

平成 29 年 12 月 21 日提出 郡山市農業委員会会長 新田 幾男

条文は２９ページであります。説明については、議案説明資料の３ページ右側を御覧ください。

この規程は、農地法に法定化されている農地台帳の点検等について

事務局長

規定しているものですが、農業委員会の活動等により行っている随時補正を、推進委員の活動によっても行えるように規定を改正するものでございます。

また、農地法施行規則の改正に伴い、土地改良区への情報提供について規定するとともに、文言の整理等を行うものであります。

施行期日は、土地改良区への情報提供についての改正は、この規程の公布の日、推進委員の規程については、新体制移行の日となります。

続きまして、議案書30ページをお開きください。

議案第21号 郡山市農業委員会部会互選規程等を廃止する規程を別紙のとおり定める。

理由、農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、農地部会及び農業振興部会を廃止することから、関係する規程を廃止するため。

平成29年12月21日提出 郡山市農業委員会会長 新田 幾男

条文は31ページであります。議案説明資料の3ページ右側を御覧ください。

この規程は、部会の廃止に伴いまして、関係規程を一括して廃止するものですが、廃止する規程は、

- (1) 郡山市農業委員会部会互選規程
- (2) 郡山市農業委員会農地部会会議規則
- (3) 郡山市農業委員会農業振興部会会議規則

の3件になります。

この規程も、施行期日は、新体制移行の日となります。

以上、議案第16号から議案第21号までの説明とさせていただきます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

ただ今、事務局から説明がありましたが、御質問、御意見等ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長

ないようですので、議案第16号「郡山市農業委員会総会会議規則の一部を改正する規程」から議案第21号「郡山市農業委員会部会互選規程等を廃止する規程」まで、原案どおり承認することで、御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

異議ないものと認め、議案第 16 号から議案第 21 号まで、原案のとおり承認されました。

以上をもちまして、審議事項はすべて終了いたしました。
次に「その他」でございますが、何かございますか。

（なしの声あり）

議 長

ないようですので、議長の座を下ろさせていただきます。
慎重審議をいただきまして、誠にありがとうございました。

幹事長

議長にはスムーズな進行、誠にありがとうございました。
次に、「6 その他」でございますが、何かございますでしょうか。

（なしの声あり）

幹事長

ないようですので、以上をもちまして、第5回農業委員会総会を閉会いたします。